

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00032 沿革 (略) <u>平成26年3月12日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、<u>別紙様式第28</u>による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(重大な変更の通知等)</p> <p>第4条 被保険者は、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、<u>被保険投資に関し重大な変更(別表2に掲げる変更をいう。)</u>を行ったときは、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(<u>担保権設定の承諾申請等</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00032 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 約款(株)第21条の2及び約款(不)第18条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、<u>別紙様式第27</u>による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(重大な変更の通知等)</p> <p>第4条 被保険者は、<u>被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を行ったときは</u>、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(<u>質権等設定の承諾申請等</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>一 保険の目的 <u>(当該目的が不動産に関する権利又は設備に関する権利である場合には、当該権利の対象である不動産又は設備を含む。)</u> 又は保険金請求権について質権、譲渡担保その他の担保権を設定する場合は、別紙様式第8-1「海外投資保険担保権設定承諾申請書」</p> <p>二 (略)</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき設定した担保権を解除したとき又は担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)</p> <p>第11条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生をいう。)を知ったときは約款(株)第13条又は約款(不)第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知った日から1月以内に、別紙様式第9「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(保険金支払請求)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>約款(株)第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合には、約款(株)第4条第1項の修正前直前評価額を証するものとして、次のイからハまでのいずれかに定める書</u></p> | <p>一 保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8-1「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>二 (略)</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険質権等解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)</p> <p>第11条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表2に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生をいう。)を知ったときは約款(株)第13条又は約款(不)第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知った日から1月以内に、別紙様式第9「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(保険金支払請求)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>一 (略)</p> | |
|---|--|--|

類であって、約款（株）第2条第1項第1号の事由若しくは第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの

イ 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等

ロ 被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等

ハ 被保険投資の相手方の未監査財務諸表等（ロに該当するものを除く。）、出資金の払い込みを証する書類又はその他の資料（被保険投資の相手方の財務諸表等が未作成の場合その他のイ又はロの写しの提出が困難な場合として日本貿易保険が認める場合に限る。）

三 約款（不）第2条第1号から第3号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、約款（不）第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）であつて、約款（不）第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの

四 約款（株）第2条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、約款（株）第4条第3項の修正前直後評価額を証するものとして、次のイからハまでのいずれかに定める書類であつて、当該事由の発生した後であつて最も当該発生した時点に近いもの

イ 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等

ロ 被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等

ハ イ又はロの写しの提出が困難な場合にあつては、被保険投資の相手方の未監査財務諸表等その他の資料（事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合その他のイ又はロの写しの提出が困難な場合として日本貿易保険が認める場合に限る。）

五 約款（不）第2条第1号から第3号までのいずれかの事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、約款（不）第3条第1項の事故権利等について直後に

| | | |
|--|--|--|
| <p><u>評価した額を証するものとして、次のイ又はロのいずれかに定める書類であって、当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの</u></p> <p><u>イ 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）</u></p> <p><u>ロ イの写しの提出が困難な場合にあつては、その他の資料（事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合その他のイの写しの提出が困難な場合として日本貿易保険が認める場合に限る。）</u></p> <p><u>六 約款（株）第2条第1項第5号又は約款（不）第2条第4号に該当する事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、送金不能額を証する書類</u></p> <p><u>七 損失計算の基礎となる証拠書類であつて、前5号に規定する書類以外のもの</u></p> <p><u>八 保険金請求経緯書及び次に掲げる保険金請求までの経過概要を明らかにする書類</u></p> <p><u>イ 約款（株）第2条第1項第1号又は約款（不）第2条第1項第1号に該当する事由により受けた損失について保険金支払を請求する場合にあつては、外国政府等による宣言、関連する報道その他の書類</u></p> <p><u>ロ 約款（株）第2条第1項第2号ロ又は第6号に該当する事由が発生した場合にあつては、事業地国裁判所の公告等事業地国において認められる破産手続開始の決定を通知する書類、関連する報道その他の書類</u></p> <p><u>ハ その他の保険金請求までの経過概要を明らかにする書類</u></p> <p><u>九 約款（株）第25条第1項の規定に基づき保険金支払を請求する場合にあつては、当該請求にかかる損失について補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</u></p> <p><u>十 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</u></p> <p><u>十一 質権、譲渡担保その他の担保権が設定されていて、当該担保権者以外の者が請求者である場合には、当該担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p><u>十二 その他の参考となるべき書類</u></p> | <p><u>二 損失計算の基礎となる証拠書類</u></p> <p><u>三 保険金請求までの経過概要を記載した書類</u></p> <p><u>四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p><u>五 その他参考となるべき書類</u></p> | |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p><u>2 保険金の請求者は、約款（株）第4条に規定する重要な事象による調整を行う場合は、当該重要な事象を確認できる書類の写しを前項各号の書類の写しに添付するものとする。</u></p> <p><u>3 保険金の請求者は、日本貿易保険が必要と認めた場合には、第1項各号の書類の写しに第三者の意見に関する書類を添付するものとする。ただし、当該意見の取得が困難な場合についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、日本貿易保険が認めた場合、他の書類で代替することができる。</u></p> <p>第18条～第26条（略）</p> <p><u>（事業拠点等特約）</u> <u>第27条 約款（株）第2条第3項の規定に基づき、被保険投資の相手方の一の事業拠点等（前項の特約を付した場合には当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>（プレミアム特約）</u> <u>第28条 約款（株）第3条第4項の規定に基づき、プレミアム相当額をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第27「プレミアム特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>第29条（略）</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年4月1日から実施する。</u></p> | <p>第18条～第26条（略）</p> <p><u>（プレミアム特約）</u> <u>第27条 約款（株）第3条第4項の規定に基づき、プレミアム相当額をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「プレミアム特約申請書」を本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>第28条（略）</u></p> | |
|---|--|--|

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

| 様式番号 | 提出書類 | 提出部数 |
|------|------------------------------|-------|
| 1 | ・海外投資（株式等）保険申込書 | 1 (1) |
| 2 | ・海外投資（不動産等）保険申込書 | 1 (1) |
| 3 | ・海外投資保険送金確定通知書 | 1 (1) |
| 4 | ・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書 | 1 (1) |
| 5 | ・海外投資保険における他の保険契約の通知書 | 1 (1) |
| 6 | ・海外投資保険 増額・減額 承認請求書 | 1 (1) |
| 7-1 | ・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書 | 1 (1) |
| 7-2 | ・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書 | 1 (1) |
| 8-1 | ・海外投資保険担保権設定承諾申請書 | 1 (1) |
| 8-2 | ・海外投資保険質権等設定承諾申請書 | 1 (1) |
| 8-3 | ・海外投資保険担保権設定解除等通知書 | 1 (1) |
| 8-4 | ・海外投資保険質権等設定解除等通知書 | 1 (1) |
| 9 | ・海外投資保険事情発生通知書 | 1 |
| 10 | ・海外投資保険損失発生通知書 | 1 (1) |
| 11 | ・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書 | 1 (1) |
| 12 | ・海外投資保険入金通知書 | 1 (1) |
| 13 | ・海外投資保険保険金受取人指定等通知書 | 1 (1) |
| 14 | ・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書 | 1 (1) |
| 15 | ・海外投資（株式等）保険保険金請求書 | 1 (1) |
| 16 | ・海外投資（不動産等）保険保険金請求書 | 1 (1) |

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

| 様式番号 | 提出書類 | 提出部数 |
|------|------------------------------|-------|
| 1 | ・海外投資（株式等）保険申込書 | 1 (1) |
| 2 | ・海外投資（不動産等）保険申込書 | 1 (1) |
| 3 | ・海外投資保険送金確定通知書 | 1 (1) |
| 4 | ・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書 | 1 (1) |
| 5 | ・海外投資保険における他の保険契約の通知書 | 1 (1) |
| 6 | ・海外投資保険 増額・減額 承認請求書 | 1 (1) |
| 7-1 | ・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書 | 1 (1) |
| 7-2 | ・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書 | 1 (1) |
| 8-1 | ・海外投資保険質権等設定承諾申請書 | 1 (1) |
| 8-2 | ・海外投資保険質権等設定承諾申請書 | 1 (1) |
| 8-3 | ・海外投資保険質権等設定解除等通知書 | 1 (1) |
| 8-4 | ・海外投資保険質権等設定解除等通知書 | 1 (1) |
| 9 | ・海外投資保険事情発生通知書 | 1 |
| 10 | ・海外投資保険損失発生通知書 | 1 (1) |
| 11 | ・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書 | 1 (1) |
| 12 | ・海外投資保険入金通知書 | 1 (1) |
| 13 | ・海外投資保険保険金受取人指定等通知書 | 1 (1) |
| 14 | ・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書 | 1 (1) |
| 15 | ・海外投資（株式等）保険保険金請求書 | 1 (1) |
| 16 | ・海外投資（不動産等）保険保険金請求書 | 1 (1) |

| | | | | | |
|---|---------------------|--------------|---|--------------------|-------|
| 17 | ・海外投資保険時効中断承認申請書 | 1 | 17 | ・海外投資保険時効中断承認申請書 | 1 |
| 18 | ・海外投資保険損失発生確認申請書 | 1 (1) | 18 | ・海外投資保険損失発生確認申請書 | 1 (1) |
| 19 | ・海外投資保険回収義務履行状況報告書 | 1 (1) | 19 | ・海外投資保険回収義務履行状況報告書 | 1 (1) |
| 20 | ・海外投資保険回収義務終了認定申請書 | 1 (1) | 20 | ・海外投資保険回収義務終了認定申請書 | 1 (1) |
| 21 | ・海外投資保険回収金納付通知書 | 1 (1) | 21 | ・海外投資保険回収金納付通知書 | 1 (1) |
| 22 | ・海外投資保険回収費用負担請求書 | 1 (1) | 22 | ・海外投資保険回収費用負担請求書 | 1 (1) |
| 23 | ・海外投資保険権利行使等委任状 | 1 (1) | 23 | ・海外投資保険権利行使等委任状 | 1 (1) |
| 24 | ・海外投資保険回収納付金返還請求書 | 1 (1) | 24 | ・海外投資保険回収納付金返還請求書 | 1 (1) |
| 25 | ・部分損失特約申請書 | 1 (1) | 25 | ・部分損失特約申請書 | 1 (1) |
| <u>26</u> | ・ <u>事業拠点等特約申請書</u> | <u>1 (1)</u> | <u>26</u> | ・プレミアム特約申請書 | 1 (1) |
| <u>27</u> | ・プレミアム特約申請書 | 1 (1) | <u>27</u> | ・不正競争防止法に係る誓約書 | 1 |
| <u>28</u> | ・不正競争防止法に係る誓約書 | 1 | | | |
| <p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</p> <p>注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。</p> | | | <p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</p> <p>注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。</p> | | |

別表 2

被保険投資の重大な変更

- ① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更
- ② 被保険投資（再投資を含む。以下同じ。）に係る投資先国等又は事業地の国若しくは地域（以下「事業地国等」という。）の変更（法第 2 条第 16 項第 2 号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の目的たる権利等の「国又は地域」の変更をいう。）
- ③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更（法第 2 条第 16 項第 2 号の規定に定める海外投資の場合にあっては被保険投資の内容の変更をいう。）
- ④ 被保険投資に係る投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について約款（株）第 2 条第 1 項第 4 号ロに係る特約が付されている場合に限る。）

注：「再投資」及び「再投資先企業」とは、被保険投資の相手方による直接又は間接の投資及び当該投資の対象となる企業をいう。

④にあっては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業の意志によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。

| | | |
|--|--|--|
| <p><u>別表 3</u></p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生 (略)</p> | <p><u>別表 2</u></p> <p>損失を受けるおそれが高まる事情の発生 (略)</p> | |
|--|--|--|